

現行指針における利用国措置等
の課題整理について

令和3年度第2回検討会版

本日の議論の進め方

- 第1回検討会では、以下のとおり現行措置の検討分野ごとに想定される論点を設定。これに対し、これまでにヒアリングや関連調査・研究を通じて収集した意見や情報に加え、第1回検討会及び検討会後に委員の方々から様々なご意見を頂いた。（第1回検討会及び検討会後にいただいたご意見については、参考資料にある各委員の意見一覧及び第1回検討会議事録を参照）。

検討分野	論点
ABS指針による報告制度（利用国措置）について	【論点1】ABS指針による利用者への負担や研究開発への影響は生じているか。
	【論点2-1】名古屋議定書の国内措置（利用国措置）として有効に機能しているか。
	【論点2-2】 <ul style="list-style-type: none">● ABS指針による報告件数が本来想定される母数に比して少ない要因は何か。● 報告件数が本来想定される母数に比して少ないことに伴う問題はあるか。仮に問題があるとすれば、両者の乖離を縮減するために必要な対応はあるか。
	【論点3】現行指針によるガイダンス内容に追記、改善が必要な点はあるか。
ABS指針による奨励措置について	【論点1】ABS指針第3章第1、第2及び第3に掲げられている下記の奨励措置に係る取組は促進されているか。奨励措置に改善点はあるか。促進するために必要な対応はあるか。
	【論点2】ABS指針第3章第4及び第5に掲げられている下記の奨励措置に係る取組は促進されているか。奨励措置に改善点はあるか。促進するために必要な対応はあるか。

- 本日の資料は、これまでいただいたご意見等をもとに、以下のとおり整理。
 - ある程度対応の方向性について集約されると考えられる論点については、事務局としてその対応の方向性の案をお示し。
 - 本検討会でさらに確認、議論を行うべきと思われる部分については、主要なポイントを事務局において抽出した上で、事務局として今後の議論の方向性を記載。
 - ²➤ 本日は、このポイントをベースにご議論いただきたい。

【論点1】「ABS指針による利用者への負担や研究開発への影響は生じているか」への主なご意見と対応の方向性（案）

※以降、第1回検討会及びその後実施した意見照会で得られた主なご意見のポイントについて事務局において抽出・要約した内容を、青もしくは紫文字で示す。関連する意見提示のあった委員名や、要約は事務局責任で示すものであり、詳細は参考資料にある各委員の意見一覧及び第1回検討会議事録を参照されたい。

<主なご意見>

- 現状、ABS指針による大きな負担が生じているという意見やコメントはなかった。
 - ABS指針による利用者への負担や研究開発への影響は生じていない。（石田委員、井上委員、小関委員、鈴木委員、須藤委員、深見委員、村上委員）
 - 今後、事例の蓄積による検証や推移を見ていく必要がある。（井上委員、川口委員）
- 一方で、逆に現行のABS指針が緩すぎるという声がある（鈴木委員）、施行から日が浅く事例が少ないため、妥当性は判断出来ないのではないか（井上委員）、といったご意見もあった。



<対応の方向性（案）>

- 現状、ABS指針による利用者への負担や研究開発への顕著な影響は認められないが、今後も引き続き、事例の蓄積による検証や推移を見ていく必要がある。引き続き状況把握に努め、レビューを行うことが適切。

【論点2-1】「名古屋議定書の国内措置（利用国措置）として有効に機能しているか」への 主なご意見と対応の方向性（案）

＜主なご意見＞

（共通と思われる認識）

- 有効に機能しており、現段階で利用国措置の制度的課題は認められない。（須藤委員、藤井委員、村上委員）
- 今後、事例の蓄積による検証や推移を見ていく必要がある。（井上委員、川口委員、鈴木委員）

（議論のポイント）

- 義務的報告の対象範囲の拡大について検討する必要があるかどうか。現段階で検討する必要があるか。
 - ✓ 義務的報告の対象範囲を広げるか検討が必要。（犬塚委員）
 - ✓ 少なくとも当面は現状の対象範囲でよい。（村上委員）
 - ✓ 日本の措置がソフトすぎるとの海外からの指摘に対し備える必要があるのではないか。（鈴木委員）
 - ✓ ABS指針の対象範囲外のABS対応は、指針ではなく業界ごとに情報共有を。（石田委員）→※「②ABS指針による奨励措置について」で検討
 - ✓ 既に国内に移転された海外遺伝資源が指針対象外で、違法取得したものが国内流通する恐れがある点は改善が必要。（石田委員）→※「②ABS指針による奨励措置について」で検討

＜対応の方向性（案）＞

- 現状、ABS指針策定当時の狙いに沿って有効に機能していると考えられるが、今後も引き続き、事例の蓄積による検証や推移を見て、有効性・実効性に課題が生じれば義務的報告の対象拡大の要否も検討。
- 海外からの我が国利用国措置への評価やこれによる影響等の状況把握に努め、レビューを行うことが適切。

【論点2-2】「ABS指針による報告件数が本来想定される母数に比して少ない要因は何か、これに伴う問題及び必要な対応があるか」への主なご意見、ご質問と対応の方向性（案）

＜主なご意見＞

- 報告該当件数が少なく問題は生じていない。今後さらに調査や事例の蓄積による検証が求められる。（川口委員、須藤委員、深見委員、藤井委員、村上委員）
- 要因について資料記載同様の仮説は考えられるが、乖離は指針制定時の狙い通りに機能しても生じるものであり、「乖離」＝「有効に機能していない」ではない点に注意が必要である。（井上委員）
- ABS指針の正しい理解や普及啓発について、カバーできていない業界等にも留意して継続的に行う必要がある。（井上委員、小関委員）

＜委員からのご質問＞

- 「取得かつ輸入者」に限定していることは、どのくらい影響しているのか？（磯崎座長）
 - 任意的報告対象事案の発生状況を網羅的に把握する調査を実施していないため俄かに影響を評価できない。ただし、ヒアリング等を実施している範囲では任意的報告対象事案については報告しないという方針をとっているとの回答が多い傾向にある。
- 報告に対する何らかのインセンティブ。他国の例はないか？（小関委員）
 - 明確な利用国措置を確認できているEUやスイス（日本とは報告時点・内容が異なる）、韓国では届出・報告は法定義務であり、報告しなければ罰則対象等の法的効果が生ずる。

＜対応の方向性（案）＞

- ABS指針に基づく報告件数が少ない要因として、報告対象に該当しないものが多い、IRCCのコンフィデンシャル、IRCC発給の見落としを含めABS指針の普及啓発の必要性が指摘された。現状問題は生じていないと考えられるが、引き続き関係省庁、関係機関で連携して普及啓発に努めるとともに、今後報告件数が増加した後にレビューを行うことが適切。

【論点3】「現行指針によるガイダンス内容に追記、改善が必要な点はあるか」への主なご意見と議論の方向性（案）

<主なご意見と議論のポイント>

- 追記、改善点はないとの意見も多い（井上委員、小関委員、須藤委員、藤井委員）一方、下記の追記等が必要/可能かどうか。その場合、主体・形式・内容に関してどのようなガイダンスが必要/可能か。
 - ✓ コモディティを遺伝資源の利用目的で入手する場合の取り扱いについて記す必要。（磯崎座長、川口委員、相談事例が多いとの指摘について村上委員、深見委員）
 - ✓ 上記につき、提供国側の取り扱いが明確でないことも多く、慎重な注意喚起が必要。（深見委員）
 - ✓ 上記につき、JBAと経済産業省が作成した「遺伝資源へのアクセス手引～国内手続き編～」を活用してはどうか。（井上委員）
 - ✓ 指針の施行通知にある「なお、我が国以外の国において遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的知識を取得する場合には、本指針の遵守とは別途、当該国の法令を遵守する必要がある旨留意されたい」の文章を、指針本文に追加すべき。（鈴木委員）
 - ✓ 実務的に判断に迷う点について情報収集し、対応方法、事例等について追記する必要があるか。（判断に迷う点が多いとの指摘について石田委員）

<議論の方向性（案）>

- コモディティを遺伝資源の利用目的で入手する場合の取り扱い、前提となる提供国法令遵守の必要性、実務的な不明点等は、指針ではなくQ&A、その他関係省庁及び関係機関の普及啓発ツール等で順次拡充する。
- コモディティを遺伝資源の利用目的で入手する場合の取り扱いについては、どのような内容のガイダンスが適切かつ可能か。

【論点1】「現行指針による奨励措置に係る取組は促進されているか、改善点はあるか、促進のために必要な対応はあるか（公正・衡平配分契約の締結・利益の生物多様性保全・持続可能な利用への充当）」

【論点1】

- ABS指針第3章第1、第2及び第3に掲げられている下記の奨励措置に係る取組は促進されているか。奨励措置に改善点はあるか。促進するために必要な対応はあるか。
 - 国内遺伝資源の提供者が利益配分を求める場合における公正・衡平配分契約の締結
 - 国内遺伝資源の利用者が利益配分を求められる場合における公正・衡平配分契約の締結
 - 提供国法令が適用される海外遺伝資源等の利用者が利益配分を求められる場合における公正・衡平配分契約の締結
 - 上記の契約条件に、諸条件の実施に関する報告の義務その他の情報の共有のための規定を含める
 - 国内遺伝資源の提供者・利用者、提供国法令が適用される海外遺伝資源等の利用者による利益の生物多様性保全・持続可能な利用への充当

【論点1】「現行指針による奨励措置に係る取組は促進されているか、改善点はあるか、促進のために必要な対応はあるか（公正・衡平配分契約の締結・利益の生物多様性保全・持続可能な利用への充当）」への主なご意見と対応の方向性（案）

＜主なご意見と議論のポイント＞

- コメントなし、現状の奨励措置でよいとの意見も多い（井上委員、鈴木委員、深見委員、藤井委員）一方、下記の奨励措置の改善対応等が必要かどうか。具体的な対応の方向性が考えられるか。
 - ✓ 公正取引・優越的地位の乱用禁止・弱者保護・CSR・SDGsなど、広範・相乗的な取組の奨励が効果的である。（磯崎座長）
 - ✓ いずれの取組も促進されておらず、いずれも業界別に働きかけを行うのがよい。（石田委員）
 - ✓ 遺伝資源は、第三者が利用する可能性があるということを常に意識してMATを作成する必要がある。（石田委員）
 - ✓ 誰が遺伝資源利用の受益者となるか指針内での例示が必要。（石田委員）
 - ✓ 途上国に対する直接的および間接的な能力開発に関する奨励も必要。（鈴木委員）
 - ✓ 国内遺伝資源の利益配分契約に関し、配分料率のガイドラインがあると海外交渉に利用でき奨励措置が促進される。（小関委員）
 - ✓ アcademiaで、論文共著、知財発生時の共有以上の利益配分が必要なのかと誤解されている傾向があるが、必ずしもそうではないと普及する必要。（深見委員）

＜対応の方向性（案）＞

- 業界ごとに事例収集とベストプラクティスの共有について検討を進めることが考えられる。業界ごと、また業種を超えた事例収集とベストプラクティスの体制づくりを進めることが望ましい。

【論点2】「現行指針による奨励措置に係る取組は促進されているか、改善点はあるか、促進のために必要な対応はあるか（団体等による契約ひな形、行動規範、指針、最良事例/基準の作成・更新・利用促進）」への主なご意見と対応の方向性（案）

【論点2】ABS指針第3章第4及び第5に掲げられている下記の奨励措置に係る取組は促進されているか。奨励措置に改善点はあるか。促進するために必要な対応はあるか。

- 遺伝資源利用関連業界等の団体による分野別の及び分野横断的な契約の条項のひな形の作成及び更新
- 遺伝資源利用関連業界等の団体によるABSに関する任意の行動規範、指針及び最良の実例又は基準の作成及び更新
- 上記の契約条項ひな形や行動規範・指針・実例・基準の利用促進

<主なご意見>

- アカデミア、産業界では、個別にまたはレポートで、契約のひな型や事例提供が行われている。（井上委員、深見委員、藤井委員）
- 提供国により求める条件が異なるので共通のひな型作成が困難との指摘や（須藤委員）、契約書を定型化しすぎないほうがよいとの指摘もある（石田委員）。
- 業界ごとに最良の実践例の収集を求める意見があるが（石田委員）、情報共有には慎重にならざるを得ない民間事業者が、その上で情報共有の動機付けになる仕組みが必要（川口委員）と指摘されている。
- <再掲> ABS指針の対象範囲外のABS対応は、指針ではなく業界ごとに情報共有を。（石田委員）
- <再掲> 既に国内に移転された海外遺伝資源が指針対象外で、違法取得したものが国内流通する恐れがある点は改善が必要。（石田委員）
- どのような奨励措置がより必要なのか、ALL JAPANでの具体的戦略のさらなる検討が必要とも指摘されている。（鈴木委員）

<対応の方向性（案）>

- 業界ごとに事例収集を行いつつ、状況に応じて利用しやすいひな形の整備について検討を進めることが考えられる。また、こうした事例や知見等について業種を超えて情報共有を行うことが望ましい。